個 別 事 業 計 画 書

所管部署:福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事 業 名	要保護児童対策事業	細	事 業	名				新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く				児童福祉法				
	1 共に生きるまちづくりを進める			根拠法令等	南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱				
	(3)虐待事象への対応								
事業計画期間	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度		年度	当該年度に	おける事業の第	実施内容	当該年度に目	指す成果・効果	事業費
現状の課題	近年保護者等による児童虐待が増加し、社会的な問題 となっている。虐待を早期に発見し適切な対応を図る 必要がある。	平 成 22		戊21年度 予算現額児童虐待の早期発見や要保護児童対 策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進			と地域子育て力の	837	
具体的な実施 内 容	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会に おける関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓 発活動の推進。	各計画年度	度						
		画年度ごとの事業概要と目		策地域協議会	期発見や要保護児童対 における関係機関等での 携及び広報・啓発活動の		児童虐待の予防 育成	と地域子育て力の	837
事業の目的	児童虐待の早期発見や予防を行い、家庭や児童のす こやかな発達を支援する。	標・	年度						
	児童虐待の予防や早期発見及び保護を行い関係機関 等で家庭や児童の支援を推進する。	事業費	平 成 24	児童虐待の早 策地域連絡協 での情報交換・ 動の推進	議会における関	関係機関等	児童虐待の予防 育成	と地域子育て力の	837
事業の効果			年度						